

第 27 回大阪市障がい者施策推進協議会発達障がい者支援部会 議事録

1. 日 時 令和 8 年 9 月 4 日（金） 午前 10 時 00 分～午前 12 時 00 分
2. 場 所 大阪市役所 地下 1 階 第 11 共通会議室
3. 出席委員 荒木委員、井上委員、大川委員、木曾委員、田中委員、溝上委員、森委員、安原委員（Web）、和多田委員

【議事】

【議題 1 発達障がい者支援センター事業実施状況について、議題 2 発達障がい者支援施策の実施状況等について】

事務局（エルムおおさか 佐藤主任）

【発達障がい者支援センター事業実施状況について、資料 1 に基づき報告】

事務局（鞍馬福祉局発達障がい者支援担当課長）

【発達障がい児専門療育、支援の引継ぎのための取組、市民への啓発について資料 2 に基づき説明】

事務局（神尾こども青少年局子育て支援部保健副主幹）

【乳幼児健康診査等の充実について資料 2 に基づき説明】

事務局（大宅教育委員会事務局指導部首席指導主事兼中央こども相談センター教育相談担当課長）

【幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施（市立幼稚園教諭）、発達障がいに関する教員向け研修について資料 2 に基づき説明】

事務局（中こども青少年局保育・幼児教育センター研修・企画担当課長代理）

【幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施（私立幼稚園教諭、保育士）について資料 2 に基づき説明】

事務局（湯浅教育委員会事務局指導部次席指導主事 インクルーシブ教育推進担当）

【巡回指導体制の強化、キャリア教育支援について資料 2 に基づき説明】

事務局（福原福祉局障がい者施策部障がい福祉課長、榎本大阪市就業・生活支援センターコーディネーター）

【発達障がい者就労支援コーディネーターの配置について資料 2 に基づき説明】

《質問・意見など》

〈木曽委員〉

以前にも意見がありましたが、資料 1 の 1 ページ エルムおおさかの相談は 20・30 代が多いという傾向が数年続いていると思います。

現在、20 代の学生の中でも、幼少期に何らかの診断を受け、支援を受けてきた方が増えている印象があります。そのような中で 20 代の相談が増えている背景としては、これまで支援を受けてきたものの、20 代で就労を始めた段階で困りごとが顕在化しているケースと、幼少期には支援を受けておらず、20 代になって負担が増えてしんどくなっているケースの両方があると考えています。エルムおおさかではどのような印象でしょうか。

もう 1 点、資料 2 の 1 ページ、発達障がい児専門療育について、これも以前から話題が出ていると思います。この事業の効果をどのように考えるのかという点と、利用者が減っているとのことですが、その背景には時代の変化もあるのではないのでしょうか。近年、児童発達支援や放課後等デイサービスが身近に増えているので、すでにそれらを利用している家庭では、専門療育を利用しない選択をされているのではないかと思います。

そのため、大阪市として、専門療育をこのまま継続するのか、大阪市だからこそ提供できる別の支援に転換するのか、検討が必要ではないでしょうか。この事業の効果の検証に加え、現状に合った体制整備を進めるべきではないかと考えます。

それに関連して、報告の中に大阪市の児童発達支援、放課後等デイサービスや相談支援事業所の利用状況がありませんが、発達障がいのお子さんも多く利用されている考えられるため、この会議でもこれらの福祉サービスの利用状況を把握しておいたほうが良いのではないかと思います。

〈エルムおおさか 佐藤主任〉

統計は取っていませんが、20 代の方のご相談で 4 割の方は未診断の状態で来られています。6 割の方は診断が何かしら出ている方で、全体では、最近診断を受けた方が多い印象です。

本人に聞くと、困りごとは小さい頃からあったものの、保護者や周りにうまく相談できずに困りながらも何とかやってきたが、就労や成人期を迎えて自分ですべきことが増え、うまくいかずに相談に来られる方が多いです。

一部で療育を受けていた方もいますが、周りの方が長くサポートしてきた方で、本人の自己理解が進んでおらず、専門学校・大学への通学や、就職にあたって自分で配慮事項を伝える力が弱く、自己理解を深める支援を進めている方もいる状況です。

〈鞍馬福祉局発達障がい者支援担当課長〉

専門療育に関しては、先ほど報告の中でも説明しましたが、ここ数年減少傾向で、木曽委員のおっしゃるように、地域に児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所が増えてきており、そちらにつながるものが多くなっているのが、要因の 1 つではないかと思います。

この事業は非常に専門的で、親子通園で保護者研修や個別の療育を実施しているところに特徴があ

り、それと同等の療育が受けられる地域の事業所はあまりない状況です。この事業ならではのメリットについては、これからも周知に努めていきたいと思っています。

また、効果に関しては、アンケート調査を療育修了直後と 1 年後に行っており、その時にはかなり効果を感じられているという肯定的な声がありますが、その後は調査できていませんので、今後どのような方法で、効果の検証をしていくのか検討していきたいと考えています。

〈木曾委員〉

専門療育については、私も何か所か見せていただいています。とても専門性が高く、その点では大いに信頼していますが、保護者の立場からすると、場所が遠いと行きにくいとか、親子通園が前提になっていると仕事をしながらでは利用しにくい状況があると思いました。

専門性の高さを生かし、他の事業所へのコンサルティングに力を入れていく方向も検討してよいのではないかと思います。地域の事業所では専門性に差があるためです。

また、お話にあったように、療育修了から 1 年ほどで「困りごとが増えてきた」「以前ほど役に立たなくなった」といった声が増えるのは、子どものこの時期の育ちが環境の影響を受けやすく、今年はいまうまいっていても次の年に課題が出てきたり、成長に伴って新たな課題が生じたりするためだと思います。

先ほどの「成人期に困りごとが出てきた」というお話についても、親がどこまで、どのようにサポートすればよいかを継続的に相談できる相手がいることは大きな支えになります。こうした継続的な支援体制についても、あわせて検討していく必要があると感じました。

〈北島福祉局障がい支援課長〉

児童発達支援と放課後等デイサービス等の利用実績については細かい分析のご報告はできておらず申し訳ありません。

実績については、計画策定素案 参考資料の 190 ページに、各事業の計画とその実績について提示しています。児童発達支援の実績では、令和 6 年度が 6,165 人、令和 7 年度は 6,557 となっています。放課後等デイサービスの実績では、令和 6 年度が 11,543 人、令和 7 年度は 12,880 人で、伸び幅は若干動きがありますが、実績としては伸びている状況です。

〈和多田委員〉

何点かお聞きます。

木曾委員と重複する部分もありますが、まず専門療育についてです。私は相談支援専門員として、お子さんの支援計画を立てる際に関わっています。小さい時期は専門療育を勧めることが多いのですが、年度内受付のため途中から利用開始できない点が課題だと感じています。

また、1 年の利用期間だと、子どもの体調などの事情で通いきれないまま終了してしまうケースもあります。2～3 年継続して通所できれば、定員不足の解消にもつながるのではないかと思います。曜日についても、月～金曜日のみだと、ほかの通所との兼ね合いや保護者の就労の都合で「連れて行ってあげたいが、連れて行けない」という状況が起こりやすく、曜日設定の難しさがあると考えます。

次に、保育所等訪問についてです。園で過ごしている小集団の中で子どもがどう過ごしているのかは、保護者には見えにくい面があります。その点、保育所等訪問で園での様子を確認できることは大きいと思います。

また現場では、保育所等訪問の支援員が園の先生方に具体的な助言を行うことで、とても助かっているという声も聞いています。もしかすると、保護者が家庭の中で支援を他の場面へ広げていく力（般化）が弱まりつつある部分もあるのかもしれません。その場合、現場の先生方にスキルを高めてもらうことが、結果として般化につながるのではないかと感じています。

次に、保健師の関わり方についてです。「保健師が医療につなげるのではなく地域で対応している」とも受け取れる話がありましたが、私に相談に来られる方の中には、保健師から「もう少し様子を見ましょう」と言われ、支援につながる時期がどんどん遅れてしまったというケースがあります。初期の段階で医療につながり、医療機関から専門療育の案内（冊子等）を渡されるほうが、保護者にとって次の行動が明確になりやすいと思います。

一方で、地域で知られたくないという気持ちがあるのか、あえて遠い病院で診断を受けたり、ネットで受診したり、他府県で診断書をもらったりする方もいます。そして、その診断書を持って児童発達支援や放課後等デイサービスにつながるなど、公的機関と接点を持たないまま成長していく子どもが多い、という現状も感じています。

初めの乳幼児健診の段階から、通いやすい地域の公的機関や医療機関を早めに紹介しておき、多少待ち時間があっても、そこで継続的に助言を受けられる体制を整えておくのがよいと思います。

最後に、自立訓練についてです。最近では知的障がいのない発達障がいのある方が専門学校や大学へ進学するケースも多い一方で、就労のイメージを持たないまま「学校で単位や点数を取れていれば大丈夫」という生活を続け、進路を十分に考えないまま年齢が上がっていく方もいます。放課後等デイサービスを利用していても、「自分は福祉サービスを受けて生きていく人間ではない」という感覚で、就職フェアや大学の説明会などに参加しつつ、状況をよく理解しないまま過ごしてしまう場合があります。

そうした方には、先ほどもお話しがあった自己理解（自分の苦手や強みの把握）が特に重要です。一定のことはこなせても、苦手や強みを言語化できないまま生活しているケースが少なくありません。

ただ、私が自立訓練を強く勧めきれない理由は、「2 年」という利用期間の枠があるためです。早い段階で 2 年を使い切ってしまうことが本当に適切なのか迷いがあります。新卒の方などは、できれば「2 年の枠」に縛られない形で支援していかないと、いったん就職して再度つまづいた際に、就労継続支援 B 型に進むのか就労移行に進むのかを検討する場面で、自己理解が不足したままだと選択が難しくなります。

さらに最近では「自立訓練 2 年 + 就労支援 2 年」のように、合計 4 年間の枠組みで運用する事業所も多く、本当にこの年齢で 4 年間その枠に入れることが望ましいのか、相談員としても助言しづらいのが現状です。

そこで特に、自立訓練の「2 年」という期間設定について、現在の課題や、今後方向性が変わる可能性があるのかを教えてください。

〈神尾こども青少年局子育て支援部保健副主幹〉

説明が不十分な点があったかもしれません。

4・5 歳児発達相談等の実績報告の際、発達障がい心配する保護者の中には、相談先がわからない方や、医療機関の受診をためらうという相談もあることはお伝えしたとおりです。保健師や心理相談員が相談を受けた際は、保護者に心配事を聞いたうえで、すべてのケースで直ちに医療機関受診を勧めるわけではなく、必要に応じて、発達相談や、年齢によっては 4・5 歳児発達相談をご案内します。また、保健師・心理相談員・医師で相談しながら、必要な方には医療機関受診についてもご案内しています。

医療機関を受診した時点で地域の保健師の関わりが終わるわけではなく、受診結果を踏まえて、医師・心理相談員と関わり方を検討しながら、就学まで継続して関わっています。

医療機関受診をご案内しても、全員が受診に至っていない現状も把握しています。そのため、すべてを経過観察とするのではなく、時期を見ながら、必要な方には医療機関受診や 4・5 歳児発達相談を案内し、複合的に関わっていきたいと考えています。

保健師も多数いますので、毎年の研修において、こうした支援や関わりのポイント等の内容をより充実させていきたいと思っています。

〈北島福祉局障がい支援課長〉

自立訓練については、機能訓練と生活訓練で事業所数も若干増加傾向にあり、利用者の実績では 450 人前後で推移しているような状況になっています。

2 年間の利用期間の枠組みについてのご意見をお聞きましたので、そういったご意見も踏まえながら、今後の施策の検討につなげていきたいと思っています。

〈田中部会長代理〉

先ほどの医療機関の受診については、私は診察する立場ですが、紹介されてすぐ診察に来られても、ご家族が受診の必要性にしっかりと向き合えていないまま来院されると、こちらが丁寧に診断・説明をしても、その後の支援や次の相談機関につながらずに途切れてしまうケースがあります。結果として、ご家族やお子さんが必要な支援を受けないままになってしまうことがあります。

そのため、「疑いがあるからすぐ受診しましょう」「チェックリストに当てはまったから診察しましょう」という流れだけで進めるのではなく、特に保護者の方が状況を理解し、気持ちの面でも納得・共感できるようなプロセスを経て、受診の動機につなげることが重要だと思います。やはり、そこで一定の時間が必要となる場合があり、そこは保健師さんに丁寧に関わっていただきたいと思っています。

〈大川委員〉

保護者に対するサポートについて、ペアレント・トレーニングなど、保護者に対してどのようにサポートするかというところがありますが、先ほど木曽委員からもあったように就労されている保護者も増えていて、なかなか支援が届かないということが多くなっているのではないかと思います。

保護者と子どもがセットになるような場面でのトレーニングや連続講座もしていますが、保護者が就労し

ながらも参加しやすくなっているのか、現在の対応やどういう工夫をしているのか教えていただきたいと思っています。

〈エルムおおさか 瀬崎副所長〉

エルムおおさかのペアレント・トレーニングは、基本的には平日の午前中 2 時間で、市内の会場で実施しています。

募集すると、「その曜日は仕事で休めないから申し込みできない」などのお声はあります。数年前に土曜日開催を試しに実施しましたが、あまり土曜日にも集まらなかったということがありました。

就労している保護者にとって、土曜日にも貴重な時間で、2 週間に 1 回予定が埋まってしまう、というのも負担になってしまうようです。

やはり、社会情勢を踏まえると、支援がより届きやすい形を検討する必要があると考えています。

子育てに困って申し込みをされる方が多いので、「今回は、仕事の都合のつく曜日で申し込みました」と申し込みされる保護者もおられるので、なるべくいろんな場所や形態で、保護者への支援のメニューをそろえることができるといいのではないかと考えています。

〈鞍馬福祉局発達障がい者支援担当課長〉

先ほど和多田委員からもご意見がありましたが、専門療育機関に関しては、現在実施している 6 か所の事業所のうち 2 か所は土曜日の開催があり、やはり人気があると聞いています。

就労している保護者が多くなっていますので、保護者が使いやすいような変更も検討していければと思っています。

〈田中部会長代理〉

成人の方の相談が、エルムおおさかでは多いということでしたが、成人の方の相談窓口は、発達障がいだけではなく精神保健もあると思います。大阪市の精神保健相談で、発達障がいに関する相談は、どのくらいあるのでしょうか。

〈大畑こころの健康センター保健副主幹〉

精神保健福祉相談については、各区の保健福祉センターや、こころの健康センターの専門相談で思春期相談や引きこもりの専門相談を実施しています。その中で、発達障がいベースにあるのではない方という方もおられます。

本日、発達障がいの方の相談件数の割合がどのくらいか、というデータは持ち合わせていないのですが、相談の中で、発達障がい疑われる方については、医療機関や専門の支援機関等につなぐなど、各関係機関と連携しながら対応しています。

〈森委員〉

今のご質問で、情報提供としてお話しさせていただきます。こころの健康センターの精神障がい者保健

福祉手帳の審査会事務局で、各医療機関から送付される手帳の申請書の審査をしています。

ここ数年、特に 40・50 代になって初めて発達障がいなどの診断を受けられた方の手帳の申請が増えています。これまでは、うつ病や統合失調症、双極性感情障がいといった方が多くを占めていましたが、ここ数年は発達障がい主たる精神障がいで診断されている方が 3 割程度を占めているという印象です。

【議題 3 発達障害児者地域生活支援モデル事業（「障がい児通所支援事業所でのペアレント・トレーニング実施における支援体制の構築」）について】

事務局（鞍馬福祉局発達障がい者支援担当課長、エルムおおさか瀬崎副所長）

【発達障害児者地域生活支援モデル事業について、資料 3 に基づき説明】

《質問・意見など》

〈田中部会長代理〉

この事業は、将来的に児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所で実施していただくためのプログラムの研究ということでしょうか。

〈鞍馬福祉局発達障がい者支援担当課長〉

保護者が身近な地域の事業所でペアレント・トレーニングを受けていただけることを目指したモデル的な進め方で、支援方法や体制づくりを検討していくという内容になっています。

〈荒木委員〉

ファシリテーターとアドバイザーという言葉が出ていましたが、アドバイザーはエルムおおさかの職員で、ファシリテーターは養成された方という理解でよろしいでしょうか。

〈エルムおおさか瀬崎副所長〉

ファシリテーターはペアレント・トレーニングを主になって進めていく役割で、エルムおおさかからファシリテーターを派遣することもありますし、事業所の方がファシリテーターをされることもあります。

アドバイザーはエルムおおさかの職員で、事業所でペアレント・トレーニングを進めていく場合に、立ち上げや、どのような資料を用意するのか、どのようなスケジュールで進めていったらよいか、そういったアドバイスやお手伝いをさせていただく役割です。

【議題 4 大阪市障がい者支援計画中間見直し・第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画（素案）概要について】

事務局（福原福祉局障がい者施策部障がい福祉課長）

【大阪市障がい者支援計画中間見直し・第 8 期障がい福祉計画・第 4 期障がい児福祉計画（素案）概要について、資料 4 に基づき説明】

《質問・意見など》

〈木曽委員〉

資料 4 の 2 ページ 下線部が変更点とのことでしたが、その中で第 4 章に「インクルーシブ教育システムの充実を図ります」というところに下線が引かれています。これは、以前の記載はどうなっていたのか、変更点を教えていただけますか。

質問の意図としては、今後始まる学習指導要領の改定で、学校の通常学級において多様性の包摂も含める、という話が出ています。これは障がい児者の計画なので、このような表現でも仕方がないのかもしれませんが、「障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒がともに学ぶインクルーシブ教育システム」という言葉に私は違和感があります。

特に発達障がいに関しては、診断を受けてない子どもも多く、近い特性を持つ子どもが多数いることを考えると、単純に障がいの有無だけで、教育の充実を考えたくないと思っています。文部科学省がこの表現を使っているので、見直しは難しいと思いますが、以前と今回の変更についての意図や経緯を教えてください。

〈福原福祉局障がい福祉課長〉

第 4 章の 1 の「保育・教育」というところについては、いくつかの項目に関して教育委員会にも協力いただいて作成しています。下線部分のご質問の点については、現行計画を作成したときに新たに盛り込んだ箇所であり、今回の中間見直しとして盛り込んだところではありません。

〈湯浅教育委員会事務局指導部次席指導主事 インクルーシブ教育推進担当〉

以前、インクルーシブ教育システムの部分については文部科学省からは構築を進める方針が示されていました。

大阪市では従前よりインクルーシブ教育を推進しており、各校でも一定の取組が進んでいることから、表現を「構築」から次の段階である「充実」へ変更しています。あわせて、この変更を各小・中学校へ周知し、幼稚園も含めてインクルーシブ教育に確実に取り組むよう、教育委員会から指示しています。

〈溝上委員〉

資料 4 の 1 ページ 「障がい者等基礎調査の結果から見えてきた課題」の 2 点目にある「親なき後の支援について」について伺います。例えば、家電の故障による買い替えなど突発的な出来事が起こると、普段は一人暮らしができていても、そうした場面では誰かの支援を必要とすることがあると思います。

この「将来を見据えて適切な福祉サービスにつなげていく」という点について、私自身も学びながら考えていますが、何が「適切」なのか、早い段階からグループホームに入るべきかどうか等、判断に迷うところがあります。

この「親なき後の支援」とは、具体的に何を指しているのか、教えていただけますでしょうか。

〈福原福祉局障がい福祉課長〉

参考資料 計画素案本文の第2部 第2章の47～48ページで、「地域での暮らしを支えるために」というところに記載があります。

「2 生活支援」の「現状と課題」で、48ページ2段落目の「障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え」というところから、本市では「地域において安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう」に、「相談」や「緊急時の受け入れ」など5つの機能を記載しています。

日常的な相談、何かあったときの緊急時の受け入れ対応や、様々な社会活動、体験の機会の場など、支援者側の確保や養成というところもあります。

地域全体で支えていく体制づくりで5つの機能を担う地域生活支援拠点等を、国の考え方に基づいて、大阪市では地域生活支援拠点という1つの場ではなくて面的な整備として、地域全体で様々な方々の課題、日常生活を支えていくという形で進めていく必要があると記載しています。

その具体的施策で、52ページに地域生活支援拠点等の機能の充実に取り組んでいく、とあります。

この地域生活支援拠点等の機能については、ひとつの事業所ですべてを賄えるわけではありませんので、それぞれの機能の一部分を担っていただけるよう、サービス事業所に登録していただき、このサービスを行っていただく事業所には一部、それぞれのサービスに係る報酬の加算が取得できます。

そういったところを生かしながら、参入する事業者には、各区の地域自立支援協議会への参画など、地域のネットワークにも参加いただき、それぞれの圏域で必要な多機関連携ができるような支援の仕組みを作っていきたいと考えています。

具体例は、この場でお示しができませんが、これから進めていかなければならない課題だと認識しています。

〈大川委員〉

第4章の「保育・教育」で、大阪市は特別支援学校が大阪府に移管したこともあり、その中で、特別支援学校との連携が気になるのですが、それがこの計画の中にどのように入っているのか。

小学校から中学校への進学の際も特別支援学校に行く場合も多くあります。ここ数年、どんどん増設され急遽転校が決まることもあるので、特別支援学校のことが計画の中に盛り込まれているのかどうかお聞きしたいと思います。

〈湯浅教育委員会事務局指導部次席指導主事 インクルーシブ教育推進担当〉

府立支援学校と大阪市立の小・中学校の連携の部分を計画の文言に入れているか、ということでしょうか。

〈大川委員〉

大阪市内に住んでいる生徒も特別支援学校は府立になるので、市立小・中学校に通学している生徒は大阪市内で対応すると思いますが、特別支援学校に通学する場合は大阪府が対応するのか、どうなっていますか。

〈湯浅教育委員会事務局指導部次席指導主事 インクルーシブ教育推進担当〉

府立特別支援学校は、大阪市立の小・中学校の在籍ではないので、教育委員会の把握からは離れてしまうところがあります。

各小・中学校には、地域の中で府立特別支援学校に在籍している児童生徒について、居住地校交流等を通して交流を図り、地域の子どもであるという意識を必ず持つよう、教育委員会からも伝えていきます。

〈福原福祉局障がい福祉課長〉

参考資料 計画素案本文 87 ページの第 4 章のところに記載があります。

第 4 章の 1 の「保育・教育」の中の「現状と課題」で、87 ページ 上から 3 段落目のところでは、

「市立特別支援学校が大阪府へ移管されましたが、しっかりと大阪府と連携して引き続き取り組む必要がある」ということの現状の認識と、施策の方向性では、93 ページ「イ 教育諸条件の整備・充実」の上から 5 ボツ目で、同様に「大阪府教育庁等としっかりと連携を図っていく」という記載をしています。

連携等については先ほどの教育委員会の回答のとおりです。

〈大川委員〉

連携を図っていくということですが、それが具体的にどのようなになっているのか、わかるようにしていただきたい。

〈溝上委員〉

就労支援で不正受給の問題がかなり大きく報道され、事業所の新設を制限されるようなお話も聞きましたが、計画には何か記載されているのでしょうか。

〈北島福祉局障がい支援課長〉

就労系のサービス事業所の不正では、要因となった報酬のあり方について、本市としても国に対して要望や働きかけを行いながら、今後令和 9 年度の報酬改定に向けた国での議論を注視しています。

就労継続支援 B 型事業所の総量規制についてのご意見だと思いますが、利用の見込量については、現在の利用の伸びを見据えながらの計画になると考えています。

あくまで事業所数を制限するという、新規事業所の指定を制限する取り組みを進めているところです。

〈田中部会長代理〉

子ども性暴力防止法について、この分野での取り組みが始まりますが、児童発達支援や放課後等デイサービスについて、過去にも事案が発生していますが、大阪市として、国からの要請以外で何か取り組んでいることや準備していることはありますか。

〈北島福祉局障がい支援課長〉

こども性暴力防止法の関係ですが、法律の施行に向けて、制度の中で義務対象の事業なのか、認定対象の事業なのか、事業ごとに確認しているところです。